**平成２３年（フ）第８１号**
高知県宿毛市小筑紫町小筑紫32番地15
債務者　池田　卓夫
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２３年（フ）第８１７号**
熊本市松尾町上松尾163番地２
債務者　船﨑　智昭
1　決定年月日時　平成24年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第８６１号**
千葉県鎌ケ谷市北中沢１丁目14番３―415号
債務者　坂本真梨子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８９５号**
千葉県柏市大井903番地１　ケイ・アンド・アイ沼南寮
債務者　葉多野光男
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第８９７号**
千葉県松戸市小金原６丁目13番地　小金原団地21棟401号
債務者　三上　洲治
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第９０２号**
千葉県鎌ケ谷市北初富８番11―408号
債務者　野登谷友明
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第９１７号**
千葉県柏市豊四季345番地70
債務者　亀山　英毅
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第９２７号**
千葉県松戸市西馬橋５丁目50番地　ホワイトハウス202号
債務者　福崎　美和
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第９３０号**
千葉県柏市今谷上町41番地18　ＥＤ南柏101号
債務者　中島誠太郎
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第９４０号**
千葉県松戸市根本346番地の１　リキハイム303号
債務者　金子　行弘
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第９４５号**
千葉県松戸市八ケ崎５丁目28番地の22
債務者　安食　巌
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第９５２号**
千葉県松戸市新松戸北１丁目12番地の３　ニュー松戸コーポＡ―206
債務者　板倉　勝男
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第９５３号**
千葉県松戸市新松戸北１丁目12番地の３　ニュー松戸コーポＡ―206号
債務者　田口加代子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第３号**
千葉県鎌ケ谷市東初富５丁目５番３号
債務者　小山　進
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２３年（フ）第２９５５号**
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田156番地１　シャルマン豊山205
債務者　ヴィンテージこと　深尾文美子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２９６８号**
名古屋市北区城東町３丁目59番地　船山荘新館１階東側
債務者　後潟　貞子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２９５９号**
愛知県北名古屋市九之坪寺領110番地
債務者　関　武久
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部